

各 位

株式会社 福邦銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

(手形帳・小切手帳の発行終了、払戻請求書の取り扱い)

平素より福邦銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび福邦銀行では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、2026 年 3 月 31 日（火）をもって、手形帳・小切手帳の発行受付を終了いたしますのでお知らせいたします。

本対応の背景には、2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において「5 年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組みを促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、それを受けて全国銀行協会では「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを自主行動計画として策定していることがございます。

福邦銀行では、手形・小切手に代わる決済手段として、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等の電子決済サービスをご案内しております。手形・小切手を電子化することで、印紙代・郵送代などのコスト削減、紛失や盗難などのリスク低減、保管や押印作業などの事務負担を軽減することが可能となるなど様々なメリットがございます。

現在、手形・小切手による決済をご利用されているお客さまにおかれましては、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等の電子的な決済方法への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、弊行では関係当局の認可などを前提として 2026 年 5 月 2 日に福井銀行との合併を予定しております。お客さまにはご不便をおかけし、誠に申し訳ございませんが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 手形帳・小切手帳の発行受付終了について

(1) 発行受付終了日

2026 年 3 月 31 日（火）

(2) 取扱内容

手形帳・小切手帳の発行受付を終了します。発行受付終了日以降、および福井銀行との合併後も、保有されているお手元の手形・小切手につきましては引き続きご利用いただけます。

※ 但し、2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形や小切手については代金取立の受付を停止しております。

※ 未使用の手形・小切手について買い戻しの予定はございません。

(3) 対象

「約束手形帳」「為替手形帳」「小切手帳」「自己宛小切手」

2. 「当座預金払戻（兼当座貸越）請求書」（以下、払戻請求書という）の取り扱いについて

(1) 取扱開始日

2026 年 5 月 7 日（木）※福井銀行との合併後より

(2) 取扱内容

福井銀行との合併後より、当座預金専用の払戻請求書によるお引き出しの取り扱いを開始いたします。
払戻請求書による当座預金口座からのお引き出しの使用者は口座名義人のみで、取扱店は口座開設店のみとなります。

払戻請求書については 1 束 50 枚で発行し、発行手数料として 1 束 1,100 円（税込）を申し受けます。発行については、2026 年 5 月 7 日（木）以降に、当座預金口座開設店にてお手続きください。

以 上